

平成29年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成30年1月30日（火）

【開会】 13時00分

【閉会】 14時17分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

【出席職員】

教育次長 西 義行

総務部長 小椋 信也

総務部担当部長 橋谷 由紀

教育環境整備推進室長 野本 宏一

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 池之上 健一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

生涯学習推進課長 大島 直樹

指導課長 森 有作

生涯学習推進課担当係長 片山 美緒

生涯学習推進課課長補佐 米井 克子

庶務課課長補佐 武田 充功

幸区・教育担当指導主事 小林 格

庶務課経理係長 大島 崇

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

(1 3 時 0 0 分 開 会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期でございますが、13時00分から15時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 2名）

【渡邊教育長】

次に傍聴でございますが、本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可します

4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.6は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利・利益を害するおそれや事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、議案第72号及び議案第73号は、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、この案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

では、異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、議案第72号及び議案第73号につきましては、議会での提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【渡邊教育長】

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、濱谷委員と前田委員にお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第1号（川崎市立小・中・高校で使用されている教科用図書を、各区図書館に置くことを求める請願）の報告について

【渡邊教育長】

それでは、まず、報告事項 I に入ります。「報告事項No.1 請願第1号（川崎市立小・中・高校で使用されている教科用図書を、各区図書館に置くことを求める請願）の報告について」でございます。説明を、庶務課長にお願いいたします。

【池之上庶務課長】

よろしく申し上げます。

教育委員会宛ての請願を受けつけましたので、御報告いたします。

はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第1号読上げー

【池之上庶務課長】

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、御審議いただきたいと存じます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【渡邊教育長】

ただいま報告のありました請願第1号の取扱いでございますが、今後、審議していくというこ

とでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのようにいたします。

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項 No. 2 叙位・叙勲について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.2 叙位・叙勲について」でございます。説明を、庶務課長にお願いいたします。

【池之上庶務課長】

「報告事項No.2 叙位・叙勲について」、御報告申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が2名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が1名いらっしゃり、その受章者氏名等につきましては、お手元の資料記載のとおりでございます。

はじめに、高齢者叙勲についてでございますが、吉田先生におかれましては、昭和26年6月に教職の道を歩み始められ、平成2年に川崎市立南生田中学校長として退職されるまでの39年間、教育の発展に御尽力いただきました。先駆的な国語科教育の研究と実践に力を注ぎ、研究部会では要職を歴任し、多くの成果を上げられました。また、文部省から海外教育事情視察に派遣されるなど、本市の教育水準の向上に寄与されました。

次に、芳賀先生におかれましては、昭和26年4月に教職の道を歩み始められ、平成2年に川崎市立今井中学校長として退職されるまでの39年間、教育の発展に御尽力いただきました。39年にわたる教員生活では、小学校、中学校、高等学校に勤務し、教育への情熱に基づく卓越した指導力を遺憾なく発揮されました。常に全市的な視野に立って、川崎市の教育の活性化に寄与されました。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。死亡叙位・叙勲についてでございますが、横山先生におかれましては、昭和38年4月に教職の道を歩み始められ、平成12年に

川崎市立四谷小学校長として退職されるまでの37年間、教育の発展に御尽力いただきました。動植物に精通し、校内の緑化に心を砕き、子どもたちのための教育環境の整備に取り組みました。また、児童指導の委嘱研究にも積極的ににかかわり、子どもの理解を中心とした学校教育の発展に寄与されました。

いずれの先生方も、その長年の教育功勞に対して、叙位・叙勲を受けられたものでございます。報告事項No.2につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。

何か御質問等がございますでしょうか。特によろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項No.2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.2は承認といたします。

報告事項 No. 3 平成29年第4回市議会定例会について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.3 平成29年第4回市議会定例会について」でございます。説明を、総務部長をお願いいたします。

【小椋総務部長】

それでは、「報告事項No.3 平成29年第4回市議会定例会について」、御報告をさせていただきます。

今回の市議会は、11月27日から12月20日まで開催をされております。

それでは、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の(1)平成29年第4回市議会定例会の提出議案についてでございますが、本定例会に提出された議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第137号「川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第141号「下小田中小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」、議案第152号「(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約

の変更について」、議案第153号「(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」の4議案でございまして、それぞれ12月11日に開催されました文教委員会におきまして、審査が行われたところでございます。

議案第137号につきましては、教育文化会館大ホール、楽屋及びリハーサル室を廃止するため、川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例を制定するものでございまして、審査の状況でございますが、「近接する川崎市スポーツ・文化総合センターのホールの利用料金の減免の適用対象及び減免割合」について質問をいただきまして、「利用料金の減免の適用については、川崎市スポーツ・文化総合センター条例、条例施行規則及び要綱に条件が定められており、適用対象については、市内の芸術・文化団体、川崎市総合文化団体連絡会に加盟する団体及び本市内に所在する学校等、当該施設の設置目的に沿う活動を行っている団体に対して、条件により全額免除のほか、2割相当額または5割相当額を利用料金から減額している」ことを答弁いたしました。また、「教育文化会館の大ホールを除く施設の供用期限」について質問をいただきまして、「川崎区における新たな市民館機能の整備が最短で平成34年に完了する予定であり、教育文化会館の大ホールを除く施設については、平成33年度までは供用を継続する予定である」ことを答弁いたしました。

意見といたしましては、「教育文化会館大ホールは、このたびの条例改正で廃止されるため、利用の増加が見込まれるスポーツ・文化総合センターのホールについては、これまでの市民団体の利用を考慮し、減免制度の拡充に努めてほしい」ことなどの御意見をいただきました。

採決の状況といたしましては、全会一致をもって、原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても全会一致をもって原案のとおり可決されたところでございます。

2ページにまいりまして、議案第141号につきましては、周辺の住宅開発等の影響による児童の増加に伴う将来的な教室不足及び施設の狭隘化を解消するため、敷地条件に配慮し、敷地西側の既存体育館、プール等を解体し、体育館、プールが一体となった校舎を増築するため、下小田中小学校校舎増築その他工事請負契約を締結するものでございまして、審査の状況でございますが、「下小田中小学校の児童生徒数及び新たに増築される既存体育館の面積と増築校舎内に整備される新体育館の面積」について質問をいただきまして、「下小田中小学校の児童生徒数は、平成29年5月1日時点で958人である」こと、「体育館について、既存面積は491平方メートルであり、増築予定の新体育館の面積は約970平方メートルである」ことを答弁いたしました。

意見といたしましては、「当該校舎のみならず、校舎の建てかえや改築等に当たっては、地域住民から要望が多くある交流スペースの設置について検討してほしい」との御意見をいただきました。

採決の状況といたしましては、全会一致をもって、原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても全会一致をもって原案のとおり可決されたところでございます。

続きまして、議案第152号及び第153号につきましては、中部及び北部学校給食センターのサービス購入料について、物価変動等による契約金額の変更を行うものでございまして、審査の状況でございますが、「3つの学校給食センターにおける給食の味の均一化」について質問をいただきまして、「南部、中部、北部の各学校給食センターにおいては、同様の献立を作成し、味つけや調味料の成分を含めて細かく規定している」こと、「各学校給食センターには栄養士が配属されているため、給食調理の際には、常に給食の味の確認を行っている」こと、「給食の味について

は、生徒等から多様な意見が寄せられているため、献立作成に生かしていきたいと考えている」ことを答弁いたしました。

意見といたしましては、「栄養士の確認による給食の味つけを適切に行い、安全かつ安心でおいしい給食の提供に取り組んでほしい」との御意見をいただきました。

採決の状況といたしましては、全会一致をもって、原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても全会一致をもって原案のとおり可決されたところでございます。

3 ページにまいりまして、資料の（2）平成29年第4回市議会定例会の答弁についてでございます。

まず、①代表質問でございますが、今回は12月6日・7日の2日間で行われ、全会派から質問がございました。主な内容といたしましては、問題行動調査に関するもの、学校トイレの洋式化に関するもの、高校生の就労対策に関するもの、小学校給食に関するものなどがございまして、具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の5ページから20ページまでにまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

4 ページにまいりまして、②一般質問でございますが、今回は12月15日及び18日から20日までの4日間で行われ、質問議員54名のうち25名の議員から28項目の質問をいただきました。主な内容といたしましては、橘樹官衙遺跡群保存活用計画に関するもの、平和教育に関するもの、市民館のあり方に関するもの、通級指導教室の拡充に関するものなどがございました。具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の21ページから51ページまでにまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

なお、御不明な点等がございましたら、事務局にお問い合わせいただきたいと存じます。

以上で、平成29年第4回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、何かございましたら、事務局のほうにお尋ねください。

ただいまの報告事項No.3について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.3は承認といたします。

報告事項 No. 4 市議会請願・陳情審査状況について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.4 市議会請願・陳情審査状況について」でございます。説明を、総務部長にお願いいたします。

【小椋総務部長】

それでは、「報告事項No.4 市議会請願・陳情審査状況について」、御報告申し上げます。今回は、前回御報告をいたしました平成29年10月24日開催の教育委員会定例会以降に提出、審査されました請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

お手元の資料、「平成29年度市議会文教委員会に付託された請願・陳情の審査状況」の5ページをごらんいただきたいと存じます。

陳情第96号「川崎市立南生田小学校体育館の建替えに関する陳情」でございますが、「南生田小学校の体育館の建替え」を求めるものでございまして、去る12月11日に文教委員会において、審査が行われました。

文教委員会におきましては、本陳情に対する教育委員会の考え方として、「南生田小学校は、学校施設長期保全計画に基づいて、今年度より改修の設計に着手し、工事内容として、屋根、壁、天井など設備を含めて改修により更新し、教育環境の早期改善を図っていききたいと考えている」こと、「改修による施設整備を行うことにより、当面の間は建て替えの予定はないが、将来的に学校施設の建て替えを行う際には、学校や地域の方々の御要望を伺いながら、施設整備を進めていききたいと考えている」ことなどを説明したところでございます。

審査の状況につきましては、「改修の内容」について質問をいただきまして、「基礎や鉄骨等を残して、外壁、床、屋根、ステージ、諸室等は全て撤去し、全面改修を行う」こと、「現在設計中であり、具体的な数字等をお答えすることはできないが、他校の工事で、アリーナ面を広げるために、ステージを可動式にしたり、諸室を別棟にした事例がある」ことなどを答弁いたしました。また、「学校との意見交換」について質問をいただきまして、「設計に入る段階で、改修メニューについては学校に説明しており、その中で、学校からはアリーナ部分を広くしてほしい、トイレをきれいにしてほしいなどの要望をいただいている」こと、「ステージを可動式にすることについては、デメリットもあるので、その点も説明しながら検討している」ことなどを答弁いたしました。また、「改修工事中の体育館の代替施設の確保に配慮してほしい」ことなどの御意見をいただきました。

取扱いにつきましては、「建替えを求める陳情の願意は理解できるものの、現在、長期保全計画に基づいて改修工事の設計を行っている最中であり、今後も注視していく必要がある」ことなどから継続審査となりました。

続きまして、陳情第98号「川崎市教育委員会会議のインターネット中継を求める陳情」でございますが、「川崎市議会の委員会と同様に、川崎市教育委員会会議のインターネット中継を行うこと」を求めるものでございまして、10月24日に提出、12月7日に付託され、去る1月25日に文教委員会において審査がされました。

文教委員会におきましては、本陳情に対する教育委員会の考え方として、「引き続き、原則、傍聴人による録音等を禁止するとともに、傍聴人に録音等を許可したことと同じ効果を生むインターネット中継の導入は予定していない」ことなどを説明したところでございます。

審査の状況につきましては、「議会ではインターネット中継を導入しているのに、なぜ教育委員会会議には導入できないのか」との質問をいただきまして、「現在、係属中の裁判において、傍聴人に録音を認めない旨の主張を展開しており、当該主張との整合性を図る上でも、インターネッ

ト中継を導入することはできない」こと、「教育委員会としては、条例等に基づき、録音データについては公文書ではあるものの、市民に不当に混乱を生じるおそれがあることなどから、開示対象の文書ではないと判断している」ことなどを答弁をいたしました。また、「インターネット中継を行うことについての教育委員の見解」について質問をいただきまして、「個別の意思確認は行っていないが、録音を認めない旨の主張をすることについては、教育委員にも報告している」ことを答弁をいたしました。また、「情報公開条例に基づいて、市民の知る権利を保障する上でも、インターネット中継の導入を進めていただきたい」旨の御意見をいただきました。

取扱いにつきましては、「教育委員会会議は、市の教育方針を決めていく大事な会議であり、透明性の確保が求められることから、インターネット中継の導入については前向きに検討していただきたいが、現在、裁判が係属中であり、他都市の状況等を踏まえても、現実的には実現困難と考える」ことなどから不採択となりました。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。
何か御質問等ございましたら、お願いいたします。
特によろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項No.4につきまして、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.4は承認といたします。

報告事項 No. 5 平成29年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施結果について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.5 平成29年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施結果について」でございます。説明を、庶務課長にお願いいたします。

【池之上庶務課長】

それでは、「報告事項No.5 平成29年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施結

果について」、御説明申し上げます。

学芸員の採用選考につきましては、埋蔵文化財、民俗、自然及び天文の専攻区分により、平成29年11月1日から20日までを受付期間とし、12月10日（日）に第1次選考を、平成30年1月14日（日）に第2次選考を実施したところでございます。

応募状況でございますが、各若干名の募集に対しまして、埋蔵文化財4名、民俗17名、自然15名、天文2名の申し込みがございまして、第1次選考及び第2次選考の受験状況等は資料記載のとおりとなっております。最終倍率は、埋蔵文化財4倍、民俗16倍、自然14倍、天文2倍という結果になったところでございます。

なお、平成30年1月26日（金）に、可否にかかわらず、第2次選考受験者全員に対して結果を通知するとともに、合格者につきましては、川崎市教育委員会のホームページに受験番号を掲載しているところでございます。

報告事項No.5につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。

何か御質問等ございますでしょうか。

特によろしいですか、質問は。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項No.5について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.5は承認といたします。

7 議事事項 I

議案第71号 川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

次に、議事事項 I に入ります。

「議案第71号 川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。説明を、庶務課担当課長、生涯学習推進課長にお願いいたします。

【高橋調査・委員会担当係長】

教育長、ちょっと間に合っていないので、庶務課長のほうから説明いたします。

【渡邊教育長】

では、庶務課長から説明をお願いいたします。

【池之上庶務課長】

それでは、「議案第71号 川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、今般の改正の内容につきましては、私のほうから御説明申し上げます。

それでは、資料1の「はるひ野黒川地域交流センターの運営方法の見直し」をごらんください。

はじめに、「施設の概要」でございますが、はるひの黒川地域交流センターは、はるひ野小中学校内に設置された施設でございます。資料2として、施設のリーフレットもお手元にお配りしておりますので、あわせてごらんください。学校建設に合わせて、地域住民が集まれる施設をつかってほしいという地域の声を受けて整備された施設でございます。町内会のメンバー等から構成される「はるひ野黒川地域交流センター運営協議会」に管理・運営を委託し、センター内の多目的ホールやミーティングルームを市民に開放しております。

次に、「現在の課題」をごらんください。地域の皆様がボランティアベースでセンターの運営に御尽力いただいてまいりましたが、開設から10年が経過し、運営協議会の構成員の高齢化など、今後も同じように運営を維持していくことが難しくなり、ボランティア不足により、開放を制限せざるを得ないなどの課題も出てまいりました。3、4年ほど前から運営協議会の皆様と相談をしながら、人材確保に努めるとともに、資料の右上に「この間の対策状況」にございますように、平成28年度には、利用団体も含めて、今後の運営方法について話し合い、各利用団体からも運営スタッフを出すなどの試みなども行ってまいりました。しかしながら、状況の改善は難しく、今年度に入り、運営協議会から正式に30年度からの委託業務の履行は困難という申し出をいただいたところでございます。開放を前提につくられた施設で、人が常駐すれば、市民の皆様にも有効に活用いただける施設でございますので、「今後の方向性」といたしましては、土橋小学校の多目的ホールや生田中学校の創作活動センターなどと同じく、学校施設の特別開放施設として位置づけ、使用料を徴収し、運営を外部委託したいと考えており、今回、川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部改正を行うものでございます。

資料3をごらんください。「1 料金設定の方法」でございますが、既存の特別開放施設の料金の設定方法と同じとし、四角囲みの中の下線部分ですが、市民館等、近傍同種の施設の7割を目安に設定いたします。これは、市民館等に比べて、生涯学習情報の提供や、例えばコピー機や印刷機がないなど、施設設備面での利便性などを勘案することによるものでございます。

「2 料金算定の根拠とする近傍同種の施設」は、はるひ野黒川地域交流センターの各部屋の面積等と比較し、同等の設備を持つ市民館を抜き出したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、「3 料金設定(案)」は、近傍同種の施設の料金体系をはるひ野黒川地域交流センターの利用時間帯に合わせたものでございます。なお、はるひ野黒川地域交

流センターにつきましては、現行の利用時間枠が午前2コマ、午後2コマ、夜間となっております。各利用団体においては、現在の利用形態が定着していることから、利用時間枠については変更しないしてほしいという強い要望があり、現行の利用時間枠に合わせた料金設定をするものでございます。

それでは、議案書の3ページをごらんください。制定理由でございますが、「特別開放施設に、はるひ野小学校及びはるひ野中学校のはるひ野黒川地域交流センターを加えるため、この規則を制定するもの」でございます。

4ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。今般の改正は、第2条につきましては、特別開放施設に、はるひ野小学校及びはるひ野中学校にございます、はるひ野黒川地域交流センターを加えるため、第2条の表を改めるものでございます。

続いて、5ページにまいりまして、別表につきましては、はるひ野小学校及びはるひ野中学校を加えるものでございます。

恐れ入りますが、2ページをごらんください。附則でございますが、この規則の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。

何か御質問などございましたら、お願いいたします。

【中村委員】

はい。

【渡邊教育長】

中村委員。

【中村委員】

もともと運営協議会が始めたところだと思うんですけども。この案については、もう御説明されていらっしゃると思うのですが、その反応とかはどうでしょうか。金額のこととか、あと、委託をすることとかについて、御意見はいかがですか。

【片山生涯学習推進課担当係長】

運営協議会のほうからも、もう外部に委託をしてほしいということでお話をいただいております。料金の案につきまして、大体、このくらいの金額になりそうというふうな下話はさせていただいている中で、思ったよりもそんなに高くない値段で設定でき、今の利用時間枠と合わせた形で設定していることについて、本当にありがたいですというふうな御意見をいただいております。

【渡邊教育長】

御理解いただけているということですが、よろしいですか。

【中村委員】

それでしたら結構なんですけれども、あまり市民の方と意見が離れていたら問題だなと思ったので、そちらのほうは御理解いただいているのであれば結構だと思います。

【渡邊教育長】

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

よろしいようでしたら、ただいまの議案71号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは異議なしとして、議案第71号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りし決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださいますようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、池之上庶務課長が説明した。

報告事項 No. 6 は承認された。

9 議事事項Ⅱ

議案第72号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

【渡邊教育長】

次に、議事事項Ⅱに入ります。

「議案第72号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」でございます。説明を、庶務課長にお願いいたします。

【池之上庶務課長】

それでは、「議案第72号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」、御説明申し上げます。

はじめに、資料1をごらんください。下段の参考にございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条では、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。」と定められております。

こちらは、当該規定に基づき、川崎市長から教育委員会の意見を求めた依頼文書でございます。昨年度までは、特に予算に係る意見につきましては、市長との意見交換を行うことで、教育委員会の意見を聴取したものとまいりましたが、今年度から、公文書による方式に改めるものでございます。なお、市長との意見交換の場につきましては、本日の委員会終了後に予定させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。本日は、これから市長が市議会に提出予定の議案について、委員会としての御意見をいただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

次に、資料2をごらんください。こちらは、平成30年第1回市議会定例会に提出を予定している議案のうち、教育に関する事務に係る案件の一覧で、来月13日から始まります市議会定例会で審議が行われるものでございます。

はじめに、平成30年度川崎市一般会計予算についてでございますが、教育費に係る部分の詳細につきましては、来月13日の委員会におきまして御説明申し上げますので、本日はその概況について御説明申し上げます。

それでは、資料3、A3横の資料の左側をごらんください。平成30年度教育費の当初予算は、1,108億9,533万4,000円で、前年度と比較して、155億6,294万4,000円の増となっており、これは、主に教育施設整備費の増によるものでございます。項番1のグラフは、「教育費財源内訳」で、市税等の一般財源や市債、国庫支出金などの財源内訳をあらわしたものの、項番2のグラフは、「教育費の年度別推移」で、おおむね10年間の教育費の推移をあらわしたものの、項番3のグラフは、「費目別歳出予算額」で、費目別の予算額をあらわしたものとなっております。

資料3の右側、「平成30年度教育費予算（案）主要施策」をごらんください。こちらは、平成30年度の教育費予算（案）を、「かわさき教育プラン 第2期実施計画」の基本政策・施策に沿って分類したものでございます。特に金額の大きなものについてでございますが、項番4の健や

かな心身の育成では、中学校給食が通年実施となることから約8億円の増、項番7の共生社会の形成に向けた支援教育の推進では、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援の拡充や就学援助システムの構築及び就学援助費のうち、新入学児童生徒学用品費の支給時期の見直しや新入学児童生徒学用品費の単価の増などにより、約3億1,000万円の増、項番9の安全安心で快適な教育環境の整備では、学校施設長期保全計画に基づく工事や学校トイレ快適化事業の実施により、約85億円の増、項番10の児童生徒増加への対応では、(仮称)小杉小学校の買い取りを実施することなどにより、約57億円の増、項番13の教職員の資質向上では、標準法に基づく教職員の国基準の充足を行うに当たり、非常勤職員について見直しを行った影響から、約1億5,000万円の減、項番16の自ら学び、活動するための支援の充実では、図書館改修事業費の増により、約1億円の増、項番17の生涯学習環境の整備では、「かわさき資産マネジメントカルテ」に基づく長寿命化工事をまちづくり局に一元化したことにより、約8億4,000万円の減、項番18の文化財の保護・活用の推進では、橘樹官衙遺跡群の保存活用計画に基づき、史跡指定地の公有地化を行う経費の増により、約1億8,000万円の増となっております。

次に、資料4、A3横の資料をごらんください。こちらは、平成30年度の教育委員会事務局の主な事業を記載したものでございます。左側上段、『『生きる力』を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進』では、キャリア在り方生き方教育の推進として、計画的・系統的な実施に向けた取組を推進するほか、確かな学力と豊かな心の育成に向けた取組として、次期学習指導要領を踏まえ、小学校の英語教科化等に対応した指導体制の整備やALTの増員を行うとともに、学校司書の配置校を28校に拡充してまいります。また、健康給食の推進として、「健康給食」の取組を推進するとともに、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進してまいります。

中段にまいりまして、「家庭・地域の教育力の向上」では、地域の寺子屋事業の推進として、地域の寺子屋を77カ所に拡充し、随時開講してまいります。その下、「自ら学び、活動するための支援」では、生涯学習環境の整備として、引き続き、学校施設の有効活用など、市民の生涯学習環境の推進を図るとともに、既存施設を活用した川崎区の市民館整備に向けた取組を進めてまいります。

下段にまいりまして、「市民の文化芸術活動の振興」では、文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりの推進として、橘樹官衙遺跡群の保存活用計画に基づく史跡指定地の公有地化や整備基本計画の策定とともに、各博物館施設の魅力向上につながる事業を展開してまいります。

右側にまいりまして、上段の「安全で快適な教育環境の整備」では、学校安全対策の推進と教育環境の整備として、学校トイレの改修を加速化し、34年度までに全校のトイレの快適化を実施するとともに、エレベータの整備などを進めてまいります。また、引き続き、学校施設長期保全計画の推進として、同計画に基づく工事を実施してまいります。児童・生徒の増加に対応した教育環境の整備として、東小倉小学校などの校舎増築設計に着手するほか、(仮称)小杉小学校の新設工事の実施や新川崎地区における小学校新設に向けた取組を進めてまいります。

中段にまいりまして、「学校の教育力の向上」では、学校運営体制の再構築として、事務支援員や部活動指導員を新たに配置し、教員の負担軽減などに努めてまいります。

下段にまいりまして、「一人ひとりの教育的ニーズへの対応」では、特別支援教育の充実として、小中学校等における医療的ケアを必要とする児童生徒を対象とした看護師の学校訪問について、

ニーズに応じた支援を推進してまいります。また、就学等支援事業の円滑な実施として、就学援助システムを構築し、事務処理の円滑化、効率化を図るとともに、小学校における新入学児童生徒学用品費を入学前に支給してまいります。

次に、資料5をごらんください。平成29年度川崎市一般会計補正予算（案）についてでございますが、教育費予算の補正額については、15億4,643万4,000円となっております。項番1の歳入歳出予算では、義務教育施設整備費で15億4,643万4,000円の増額補正を行うもので、これは国庫補助の認承増を受けまして、学校施設長期保全計画に基づく小学校5校の体育館の改修を前倒しして執行するもの、項番2の繰越明許費では、社会教育費及び教育施設整備費で、それぞれ1,350万円及び15億5,925万3,000円を繰り越すもので、社会教育費において、生涯学習プラザエレベータの故障に対する緊急補修を行うものについて、教育施設整備費において、歳入歳出予算で補正を行う小学校5校の体育館の改修などを行うものについて、30年度に執行することとするものでございます。

次に、資料6をごらんください。こちらは、条例議案でございます。はじめに、「川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」でございますが、こちらは、職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、資料記載のとおり改正するもので、施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

次に、「川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、こちらは、小杉小学校を新設するため改正するもので、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

次に、資料7をごらんください。本日御説明いたしました、それぞれの案件につきましては、教育委員会事務局として、関係局とのやりとりや経過等を踏まえ、「異議はないもの」と認識しておりますが、特に予算関係につきましては、平成30年度の取組についての意見を申し添えたいと考えておりますので、その案文を添付させていただきましたので、御確認いただきたいと存じます。

議案第72号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。

前段のところ予算とさまざまな説明をいただきまして、一番最後に案文がつけられているということでございます。何か御質問などございましたら、お願いいたします。

御質問はよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの議案第72号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第72号は、原案のとおり可決いたします。

議案第73号 子ども読書活動推進計画（第3次）について

【渡邊教育長】

次に、「議案第73号 子ども読書活動推進計画（第3次）について」でございます。では、説明を、指導課長にお願いいたします。

【森指導課長】

それでは、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）（案）について」、御説明いたします。

お手元の資料2が本編でございますが、資料1の概要版で御説明をさせていただきます。

はじめに、「第1章 読書のまち・かわさき子ども読書活動推進計画（第3次）の概要」をごらんください。

まず、1の「計画策定の趣旨」でございますが、本市では、平成12年の「子ども読書年」を契機に、「読書のまち・かわさき」事業を立ち上げ、平成16年に「読書のまち・かわさき子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。計画期間はおおむね5年とし、状況の変化に対応しながら計画の改定を行い、読書活動の推進を図ってきたところでございます。そして、このたび、これまでの取組を継続・発展させるため、教育委員会と庁内外で実施される読書活動に係る事業との連携も視野に入れ、第3次推進計画を策定する運びとなりました。

次に、2の「計画の位置付け」でございますが、本年3月策定の「川崎市総合計画第2期実施計画」及び「かわさき教育プラン第2期実施計画」における「読書のまち・かわさき推進事業」を推進するための具体的な方策を定めるものであるとともに、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」の位置付けも併せ持つものでございます。

3の「計画期間」でございますが、平成30年度から33年度までのおおむね4年間といたします。

次に、右側、第2章「子ども読書活動推進計画（第2次）の取組成果と課題」をごらんください。

はじめに、「家庭における子どもの読書活動の推進について」でございますが、「主な取組成果」といたしましては、市立図書館や地域子育て支援センター等で乳幼児向けのおはなし会や講座を開催するなど、読書普及活動を行ってきたところでございます。下のグラフにございますように、児童・生徒への貸出冊数やおはなし会の開催回数も増加傾向が見られるところでございます。「主な課題」といたしましては、乳幼児に向けた取組や保護者への啓発活動でございます。

次に、「地域における子どもの読書活動の推進について」でございますが、「主な取組成果」といたしましては、市立図書館において、「おはなし会ボランティア」へのおはなし会用図書セット等の貸し出しによるボランティア支援や、地域みまもり支援センターで実施している「子育てサロン」等での読み聞かせ等の実施などにより、読書活動の推進を図っているところでございます。「主な課題」といたしましては、「人材育成と連携の場づくり」でございます。

次に、「学校等における子ども読書活動の推進について」でございますが、「主な取組成果」といたしましては、総括学校司書の配置により、市立図書館との連携が図られ、学校司書の配置により学校図書館の貸出数の増加等が見られたところでございます。また、全市で約3,100名の学校図書館ボランティアにより、学校図書館の環境整備や「おはなし会」などを行ってきたところでございます。下のグラフにございますように、「かわさき読書の日のつどい」に向けた読書ポスターや標語、本の紹介文の応募作品数につきましても、増加傾向が見られたところでございます。「主な課題」といたしましては、「学校図書館における環境整備、蔵書の充実」でございます。

次に、「啓発広報活動の推進について」でございますが、「主な取組成果」といたしましては、「子ども読書の日」において、児童・生徒による読書啓発ポスターや標語等を掲載したカレンダー等の配布や川崎フロンターレとの連携により、選手のお薦め本を紹介したリーフレットの作成、人形劇・おはなし会を実施したところでございます。課題としましては、大人への読書活動の啓発、各区の市立図書館の特色を生かした啓発広報活動でございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、第3章「読書のまち・かわさき子ども読書活動推進計画(第3次)」をごらんください。

1の「基本方針」でございますが、子どもの発達段階に応じ、さまざまな読書活動を広げていくため、人材・施設・設備・広報等の環境整備・充実に努めてまいります。そのための4つの基本方針でございますが、1つ目は、「家庭における読書活動の推進」でございます。保護者や地域の大人たちが「家庭における読書活動は子どもの育ちに大きな役割を果たす」という意識を持ち、乳幼児から青年期までの各家庭における読書習慣が確立できるよう支援をしてまいります。2つ目は、「地域における読書活動の推進」でございます。市立図書館、市民館、保育園等における活動の中に、子どもが楽しく読書に親しめる機会を積極的に取り入れてまいります。3つ目は、「学校等における読書活動の推進」でございます。学校図書館が教育課程の中で「児童生徒が自ら学び、学習支援のよりどころとなる機能」や「豊かな感性や情操を育む機能」が十分に果たせるよう環境整備に努めるとともに、地域の読書活動との連携を図りながら、地域に開かれた学校図書館を目指してまいります。4つ目は、「『かわさき読書の日』を中心とした啓発活動の推進」でございます。「読書のまち・かわさき」事業の一層の充実・発展を図り、家庭・地域・学校が一体となった読書活動を進めるため、毎年11月の第1日曜日を「かわさき読書の日」と定めておりますが、春の「子ども読書の日」、秋の「かわさき読書の日」を契機に、特色ある読書活動推進事業を積極的に進めてまいります。

次に、2の「具体的な方策」でございますが、「家庭」に対しましては、保護者向け講座の開催や資料の配布などの普及活動を行ってまいります。「市立図書館」におきましては、おはなし会・展示会など各種行事の開催、子どもへの選書支援、専門的職員の配置やボランティア活動の支援などを行ってまいります。「子育て支援にかかわる施設等」におきましては、地域子育て支援セン

ター、保育施設等が連携を図りながら、絵本の充実や読み聞かせの実施等を通じて、子どもが絵本に触れ合う機会を増やすとともに、保護者に子どもの読書活動の大切さを伝えてまいります。「その他施設」におきましては、こども文化センターや、わくわくプラザに設置する図書コーナーの環境整備に努めるとともに、地域ボランティア等による読み聞かせなどの取組を広げてまいります。「ボランティアや民間団体等」に対しましては、市立図書館や学校図書館などにおいて、市民ボランティアへの研修の場等の提供などを行ってまいります。「かわさき読書の日」を中心とした子ども読書活動の推進につきましては、啓発イベント等の開催、すぐれた取組の奨励などを行ってまいります。「子どもの権利条例」につきましては、「かわさき子どもの権利の日事業」等において、子どもの権利に関する図書の紹介や市民グループによる絵本の読み聞かせなどを行ってまいります。

「学校」におきましては、計画的な学校図書館の活用、児童・生徒による図書委員会の活性化、司書教諭・図書担当教諭、総括学校司書・学校司書、図書ボランティアによる読書活動の推進などを行ってまいります。「外国につながる子ども」や「帰国児童生徒」、「支援が必要な子ども」等に対しましては、それぞれの子どもの状況を把握した上で、関係資料のコーナーの設置を増やし、ボランティアによる少人数への読み聞かせを計画的に行うなど、特色ある読書活動を推進してまいります。「PTAなど学校関係者」に対しましては、会合や各研究会などにおいて、先進的な取組に関する情報交換や研究協議などを積極的に行い、学校関係者の読書活動の推進に対する意識が高まるように支援してまいります。「保育園等」におきましては、園児等や保護者に向けた読書活動、乳幼児と中学生・高校生等との交流、図書資料の充実などを行ってまいります。

「啓発広報活動」といたしましては、「子ども読書の日」における関連ポスターや通信等の配布、「かわさき読書の日」における作家等の講演会や作品展示、「かわさき読書週間」におけるイベントや催しなどを引き続き行ってまいります。「市立図書館の特色を生かした啓発活動」といたしましては、各区の図書館が置かれた状況やその地域の特色を生かし、市立図書館のさまざまな活動をより多くの市民に知らせることで、さらに読書活動の普及を進めてまいります。「子どもの読書活動推進のための大人への啓発活動」といたしましては、家庭における読書活動、いわゆる「家読（うちどく）」を推進するため、各家庭での「親子読書の日」の設定を促すなど、親子で本に親しむきっかけとなるよう、広報誌等で啓発してまいります。

次に、右の3の「推進体制」でございますが、(1)の「事業推進会議」では、学識経験者、学校関係者、社会教育関係者、行政関係者などにより、子どもの読書活動についての取組状況や諸課題を協議し、子どもの読書活動を推進してまいります。

(2)の「子ども読書活動連絡会議」では、図書ボランティア、総括学校司書、保育園・学校・図書館関係者などのさまざまな立場の方から、子どもの読書に係る事業計画や事業推進に対する意見、提案、評価をいただくとともに、情報収集に努め、子ども読書活動を推進してまいります。

(3)の「市立図書館と学校図書館との連携会議」では、各区の市立図書館において、市立図書館と学校図書館担当者との学社連携会議を開催し、情報交換等により、お互いの現状を理解し、協力のあり方を検討してまいります。

(4)の「市立図書館における推進体制」では、各地区館の児童サービス担当職員で構成した児童青少年サービス委員会による児童書の選定や事業の企画により、子どもに対する図書館サービスの充実を図るとともに、「川崎市図書館おはなし会ボランティア連絡会」等により、市立図書

館と市民が地域ぐるみで子どもの読書活動を推進してまいります。

(5)の「庁内における推進体制」では、本計画を推進するため、教育委員会が中心となって、子どもの読書活動に関する事業などの取組を行う庁内各部署と連携しながら、着実に取組を進めてまいります。

最後に、今後でございますが、この「読書のまち・かわさき子ども読書活動推進計画（第3次）（案）」につきましては、本年2月9日から3月12日までの32日間、パブリックコメントにより、市民の皆様からの御意見を募集いたします。パブリックコメントの手続終了後、いただきました御意見を参考としながら、3月の教育委員会会議におきまして、「読書のまち・かわさき子ども読書活動推進計画（第3次）」の決定に係る議案を付議させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。

何か御質問などございましたら、よろしくお願いいたします。

中村委員、お願いします。

【中村委員】

いろいろなことに取り組みだされて素晴らしいと思うんですけども、これらのことが実際行えているかどうかというチェックというのは、どういう段階でかけていくものなんですか。

【森指導課長】

この計画自体は、市の総合計画ですとか、かわさき教育プランの具体的な方策に位置づけていますので、その進行評価、中間評価等において、検証は進めていくことになっております。

【渡邊教育長】

何か御感想などがあれば。

【中村委員】

ぜひ、着実に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

前田委員、お願いします。

【前田委員】

学校等における子どもの読書活動の推進で、市立図書館との連携というのがあって、前からコンピュータを使って連携というのは聞いているんですが、実際、その辺の小中学校と市立図書館のパソコンで蔵書を活用したりというのは、現在、どのような形で実施されているのかということをお教えいただけますか。

【小林幸区・教育担当指導主事】

学校図書館のほうは、現状は冊数がどうしても足りない部分があったり、また、同じ本の種類でも、児童・生徒数分の冊数がそろっていないというケースの場合は、公立の図書館のほうにお願いをして、検索をかけて、学校のほうに届けていただくとか、そういった調べ学習等に活用されて連携している部分がございます。

あと、学社連携会議のほうも、それぞれ担当の教諭、あと、昨今では総括学校司書等も積極的に参加していただいて、そういった部分での情報交換が学校の図書館のほうに反映されているという傾向がございます。

【前田委員】

幸区役所の区担にいたときに、やっぱり近隣の小学校だったんですけど、国語の授業である教材があると、その同じ作者の本が取り合いになってしまうというようなことを伺ったことがあったもので、その辺の連携といっても、同じような時期に同じような本が各学校で必要になると、今度、連携のあり方も十分やらないと、先とったもの勝ちになってしまって、必要な本が必要な分だけ図書館にもないというようなことが起きてしまっているのかなというようなことをちょっと心配したものですから。その辺の調整も含めて、市立図書館との連携をしていかないと、各小学校で取り合いになってしまいますよね、同じ本を。そんなことがあったものですから、質問させていただきました。ありがとうございました。

【渡邊教育長】

学校支援パックとか、何かそんなのがありましたね。図書館のほうでね。あれは、数は今、前田委員からお話がありましたけれども、学校のほうの要望に対して、どのくらいの割合でお応えできているんでしょうかね。

【大島生涯学習推進課長】

授業支援図書セットの貸出状況といたしましては、図書館全体で、セット数としては33セット。これは平成28年度実績でございますが、冊数にしますと、1,375冊というような実績がございます。

【渡邊教育長】

そういった状況のようです。

【前田委員】

ありがとうございます。子どもたちを見ていると、その単元に入るときに、そういう関連の本が教室に並べてあって、とても子どもたちが読んでいる状況を見ていたものですから、ぜひ、そちらのほうを充実させていただけたらと思います。

【吉崎教育長職務代理者】

ちょっといいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員、お願いします。

【吉崎教育長職務代理者】

人的な、学校図書館ですけれども、学校司書の役割が大きいと思うんですよ、やはりね。今、ほとんど非常勤だと思うんですが、全市内ではどのぐらいの配置になっているのか。つまり、全小中学校にということなんですが、現実には難しいので。どのぐらいの今、配置の状況であって、どういう計画なのか。それと、総括学校図書というのがありますね。この人の役割というのは、学校図書とどう違うのか。どのぐらいの方がいるのか、その辺、ちょっと教えていただけますか。

【渡邊教育長】

学校司書と総括学校司書についてですね。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですね。配置状況とどういう状況になっているのか。

【小林幸区・教育担当指導主事】

名称が川崎独自ということになりますけれども、総括学校司書については、非常勤で資格を有するというので、各区3名の担当、合計21名を採用して、巡回型、全市の小中学校を回る形になっています。学校司書につきましては、現在、各区モデル校が3校ずつ、合計29年度の段階で21名、これはその学校に専属して入るという形で、資格は問いませんが、校長先生等の推薦を受けて、事務局のほうで審査をして採用して、活躍をいただいていると。いずれにしても、学校図書館の環境整備、それから、図書館ボランティアとの協力、指導といったようなところで、活躍をいただいています。

【吉崎教育長職務代理者】

ということは、今、伺うと、総括学校図書も学校図書も21名ですね。

【小林幸区・教育担当指導主事】

現時点では。

【吉崎教育長職務代理者】

現時点でね。そうすると、片方は、前者の総括は巡回して、いろんなところに行っていますけれども、片方は、モデル校にいるんでしょう。ということは、21というは何割ぐらい。全体160幾つですから。何%ぐらいですかね。8分の1ぐらい。

【森指導課長】

小学校は113校。

【吉崎教育長職務代理者】

小学校を中心にしたいということね。中学校は考えていない。

【森指導課長】

小学校113校に対しまして21名でございます。

【吉崎教育長職務代理者】

中学校は配置していない。

【森指導課長】

総括学校司書は巡回型でございますので、これは中学校のほうも訪問しながら、支援をしているところでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

ということは、小学校は113でしょう。そのうち21ですよ。そうすると、6校に一人ぐらいですか。6校に一人ぐらい、モデル校は。全体を見ると。

6校に1校という状況ってどういうふうに評価されていますか。

【森指導課長】

現在、モデル実施という形でこれまで進めてまいりましたけれども、一定の成果がやはり出てきておりますので、今後は、配置の拡充について進めてまいりたいと考えておりまして、小学校全校配置に向けまして、今、取組を進めているところでございます。次期教育プランにおきまして、現在、21ですけども、そこを28まで増員する方向で今、最終的な調整をしているところです。

【吉崎教育長職務代理者】

ということは、各区が3人から4人になるということ。

【森指導課長】

そうですね。

【吉崎教育長職務代理者】

現実には、この学校司書を配置すると、どんな点で大きく変わりますか。当然、子どもの貸出量も変わるでしょうし、授業での活用も変わるんですか。どれぐらい変わるものですか。評価としては、どういう評価をしていますか。

【小林幸区・教育担当指導主事】

私ども学校司書訪問という形で、定期的に訪問させていただいているんですけども、そこで上がっている数というのは、やはりまず授業中に例えば先生が教室、場合によってはパソコンルームで指導をする際に、必ず学校図書館のほうに学校司書がいていただけることで、その担任の先生の役割の幅も広がるという、同時に、その授業中の活動の幅と合わせて、特に小学校ですと、中休み、昼休み等、やはり常に人がいていただけるということで、児童が親しみやすく学校図書館のほうに足を運ぶという現状は、確実に見えているところでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

どう考えても、司書教諭というのは担任を持っていますので。そうですね。そこにいるのは無理ですね。そうすると、いないと先生方が授業で使うにしても、国語でこの教材をやるから、その著者の本がこんなにありますよとか、そういう紹介って先生が全部やるというのはなかなか難しいのでね。全然違いますよね、いる、いないで。

今、現実に学校司書というのは非常勤だと思うんですが、週何回、どのぐらいの時間を勤務していただいているんですか。

【小林幸区・教育担当指導主事】

学校司書に限定しますと、有償型のボランティアというちょっと特別な形態をしておりますので、1回3,000円という形で年間150回、学校に配置するという。それについては、学校の裁量で午前と午後で1日2回という組み合わせで来ていただくケースもありますけれども、主には午前中の中休みを中心という学校が多いですので、午前中にいていただくという方向性、年間を通して150日という形が比較的多い形態になっています。

【吉崎教育長職務代理者】

3,000円で150日分ということね。だから、時間的にいうと、午前、午後って、2つ組み合わせで2日分使ってもいいのね。

【小林幸区・教育担当指導主事】

そういう形態です。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですね。考えてみたら、1,000円で3時間みたいなものでもんね。だから、そうすると、学校って200日ぐらい行っていますよね。そうすると、もうちょっと少ないかな、今。180ぐらいかな。そうすると、結構、どのぐらい行っているのかな、現状としては。週4日ぐらいいるの。

【小林幸区・教育担当指導主事】

そうですね。計算としては週4日を、いける範囲でという。

【吉崎教育長職務代理者】

半日ずつ。半日で。

【小林幸区・教育担当指導主事】

はい。

【吉崎教育長職務代理人】

4日間ね。

どうなのかな、子どもたちにとって、半日だけでというのは。対応してもらうのに。午後の授業もあるでしょう、高学年なんかは。

【森指導課長】

いろいろとまた課題はあると思うんですけども、まずは、小学校全校配置を今、目指しております。

【吉崎教育長職務代理人】

まず目指して。

【森指導課長】

全校配置が揃った段階で、そういうところは検証評価してまいりたいと思っております。

【吉崎教育長職務代理人】

とりあえず全体にということだと。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【吉崎教育長職務代理人】

はい、結構です。

【渡邊教育長】

ほかの委員さんはよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第73号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第73号は、原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。お疲れさまでした。

(14時17分 閉会)